

生ずる恐れのある罰則規定

※以下は一般的な法令解釈となります。各企業様における法令解釈につきましては必ず顧問弁護士等にご相談ください。

■刑事上の責任

労働安全衛生法では、事業者に対して労働災害防止の事前予防の為の安全衛生管理措置を定め、罰則をもって遵守を義務づけています。労働災害の発生の有無を問わず、これを怠ると刑事責任が課せられます。

また、業務上労働者の生命、身体、健康に対する危険防止の注意業務を怠って、労働者を死傷させた場合、業務上過失致死傷罪に問われることになります。

◇刑法 211条 業務上過失致死傷罪 罰則：5年以下の懲役または100万円以下の罰金

使用者が労働者に対し**注意義務**を怠った為と判断される場合

使用者は、**危険を予見して、結果を回避する予防措置**を行わなければならない

◇労働安全衛生法

- ・20条～30条 事業者責任違反 罰則：6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金
危険防止、健康障害防止について規定されている事項を事業者が実施しなかった場合
- ・59条3項 安全衛生教育違反 罰則：6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金
特別教育を行わなかった場合

■民事上の責任 被災者・遺族からの損害賠償請求

被災労働者又は遺族から労働災害で被った損害について、不法行為責任や安全配慮義務違反で損害賠償を請求されることがあります。その請求により労災保険給付が行われた場合、事業者は労災保険給付の価額の限度で損害賠償の責任を免れます。

しかし、労災保険給付では精神的苦痛に対する慰謝料など損害の全てをカバーしてはおりません。労災保険給付を超える損害に関しては、民事上の損害賠償の責任が問われます。

事業者が民事上の損害賠償の責任が問われる法的根拠として、「労働契約の付随義務として**安全配慮義務**を尽くして労働者を災害から守らなければならない債務不履行責任」による損害賠償を認める裁判例が多く見られます。

◇民法 709条 加害者責任 他人の権利を侵害した者(加害者)は、損害賠償責任がある。

◇民法 715条 使用者責任 使用者にも責任があり、損害賠償責任がある。

◇民法 719条 共同不法行為者責任 数人者が不法行為により他人に損害を与えた場合、各自連帯責任がある。

◇民法 415条 債務不履行 使用者は安全保障義務がある。

安全配慮義務について

労働契約法 ～ 平成 20 年 3 月 1 日施行 ～ (労働者の安全への配慮)

第5条 使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

企業の安全配慮義務とは、「災害を起こす可能性」すなわち「危険及び健康障害」を事前に発見し、その防止対策(災害発生の結果の予防)を講ずることが使用者の義務とされています。

労働契約法第5条に明記されており、さらに民法上の労働契約等に基づく使用者の債務とされており、この義務を怠って労働災害を発生させると民事上の損害賠償義務が生じます。

ただし、安全配慮義務は、事業者が労働安全衛生法を守っているだけでは完全に履行されたことになりません。労働安全衛生法はあくまでも守るべき最低限のもので、法定基準以外の労働災害発生の危険防止についても、企業は安全配慮義務を負っています。仮に、労働安全衛生法上の刑事責任を免れたとしても、民事上の損害賠償責任が免れるわけではありません。

■補償上の責任

労働者が労働災害を被った場合、被災労働者やその家族が生活に困らないように保護する必要があります。

そこで、労働基準法及び労働者災害補償保険法によって使用者の無過失責任として、業務の遂行に内在する危険性が現実化して事故が発生した場合には、労働者の治療と生活補償を目的とする補償を使用者に義務づけています。

■行政責任 罰則：行政機関からの処分

労働安全衛生法違反や労災発生の急迫した危険がある場合には、機械設備の使用停止や作業停止等の行政処分を受けることがありますし、取引先(他官庁)からの取引停止(指名停止)を受ける等の処分を受けることがあります。

また労働基準監督署は、必要に応じて事業者や作業員に、是正勧告・作業停止命令などの命令を行うことができます。これに違反した場合は罰則が適用されます。

■社会的責任

社会的な信用が低下するのは明確であり、世論・マスコミなどからの批判に加え、最近では SNS による過剰な批判により著しくイメージが低下し、結果、取引・銀行融資などに弊害が生じます。

また、労働災害による直接及び間接コスト(間接コストは、直接コストの4倍になると言われています)により、企業としての基盤が危ぶまれることとなります。